

退職証明書

<p>賃金</p> <p>1 基本賃金 (イ) 月給 (185,000 円)、ロ 日給 (円) ニ 出来高給 (基本単価 円)、保障給 (円) ホ その他 (円) 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>2 諸手当の額又は計算方法 イ (通勤手当 4,100 円 / 計算方法: 距離に応じて支給) ロ (職務手当 10,000 円 / 計算方法: 職務遂行能力に応じて支給) ハ (手当 円 / 計算方法:) ニ (手当 円 / 計算方法:)</p> <p>3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月 60 時間以内 (30) %、 月 60 時間超 (50) % 所定超 () %、 ロ 休日 法定休日 (35) %、法定外休日 () %、 ハ 深夜 (25) % 賃金締切日 毎月 末日 賃金支払日 翌月 10 日</p> <p>6 賃金の支払方法 (本人が指定する口座に振り込む) 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無)、(有) (親睦会費) 8 昇給 (時期等 毎年 4 月業績等を勘案して行う) 9 賞与 (有) (時期、金額等 業績等を勘案して年 2 回 (7 月・12 月)、無) 10 退職金 (有) (時期、金額等 無)</p>	<p>退職に関する事項</p> <p>1 定年制 (有) (60 歳)、無) 2 継続雇用制度 (有) (65 歳まで)、無) 3 自己都合退職の手続 (退職する 14 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 1. 天災その他やむを得ない場合 2. 事業縮小等当社の都合 3. 職務命令に対する重大な違反行為 4. 業務上の不行為があった場合は、30 日前に予告するか、予告手当を支払って解雇する</p> <p>○詳細は、就業規則第 〇 条～第 〇 条、第 〇 条、第 〇 条～第 〇 条 ・社会保険の加入状況 (厚生年金、健康保険、厚生年金基金、その他 ()) ・雇用保険の適用 (有、無) ・その他 () ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第 18 条の規定により、有期労働契約 (平成 25 年 4 月 1 日以降に開始するもの) の契約期間が通算 5 年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者がから申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5 年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p>
<p>賃金</p> <p>イ 月給 (185,000 円)、ロ 日給 (円) ニ 出来高給 (基本単価 円)、保障給 (円) ホ その他 (円) 就業規則に規定されている賃金等級等</p> <p>諸手当の額又は計算方法 イ (通勤手当 4,100 円 / 計算方法: 距離に応じて支給) ロ (職務手当 10,000 円 / 計算方法: 職務遂行能力に応じて支給) ハ (手当 円 / 計算方法:) ニ (手当 円 / 計算方法:)</p> <p>所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月 60 時間以内 (30) %、 月 60 時間超 (50) % 所定超 () %、 ロ 休日 法定休日 (35) %、法定外休日 () %、 ハ 深夜 (25) % 賃金締切日 毎月 末日 賃金支払日 翌月 10 日</p> <p>賃金の支払方法 (本人が指定する口座に振り込む) 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無)、(有) (親睦会費) 昇給 (時期等 毎年 4 月業績等を勘案して行う) 賞与 (有) (時期、金額等 業績等を勘案して年 2 回 (7 月・12 月)、無) 退職金 (有) (時期、金額等 無)</p>	<p>退職に関する事項</p> <p>1 定年制 (有) (60 歳)、無) 2 継続雇用制度 (有) (65 歳まで)、無) 3 自己都合退職の手続 (退職する 14 日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続 1. 天災その他やむを得ない場合 2. 事業縮小等当社の都合 3. 職務命令に対する重大な違反行為 4. 業務上の不行為があった場合は、30 日前に予告するか、予告手当を支払って解雇する</p> <p>○詳細は、就業規則第 〇 条～第 〇 条、第 〇 条、第 〇 条～第 〇 条 ・社会保険の加入状況 (厚生年金、健康保険、厚生年金基金、その他 ()) ・雇用保険の適用 (有、無) ・その他 () ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第 18 条の規定により、有期労働契約 (平成 25 年 4 月 1 日以降に開始するもの) の契約期間が通算 5 年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者がから申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5 年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。</p>

※ 以上のほかは、当社就業規則による。
 ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

<p>〇〇〇〇 殿</p>	<p>以下の事由により、あなたは当社を 平成 〇 年 〇 月 〇 日に退職したことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">平成 〇 年 〇 月 〇 日</p> <p style="text-align: center;"> 事業主氏名又は名称 〇〇工業(株) 使用者 職氏名 代表取締役 難波 一郎 </p>
	<p>① あなたの自己都合による退職 (②を除く。) ② 当社の勧奨による退職 ③ 定年による退職 ④ 契約期間の満了による退職 ⑤ 移籍出向による退職 ⑥ その他 (具体的に) による退職 ⑦ 解雇 (別紙の理由による。)</p>

※ 該当する番号に○を付けること。
 ※ 解雇された労働者が解雇の理由を請求しない場合には、⑦の「(別紙の理由による。)」を二重線で消し、別紙は交付しないこと。